

国立市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 地方自治法の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

国立市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年12月国立市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。